

## 横浜市外にお住まいで横浜市の認可保育所等を申請する際の流れ

現在横浜市外にお住まいで横浜市の認可保育所等を申請する場合は  
お住まいの自治体を通して横浜市に申請をする必要があります。  
申請の流れや必要書類等をご確認いただき、必要な手続きをお願いします。



申請方法	<b>お住まいの自治体を通して横浜市に申請</b> 申請書の提出方法等は、お住まいの自治体に直接ご確認ください。
申請締切日	<b>横浜市の各月の申請締切日</b> 締切日までに横浜市に申請書類が届いている必要があります。 <u>各締切日の1週間程度前までにお住まいの自治体に提出をお願いします。</u> ※お住まいの自治体への提出期限は、各自治体に必ずご確認ください。
必要書類	<b>●居住自治体が定める様式一式</b> ただし、横浜市に転入予定で申請をする場合は、可能であれば横浜市様式でご提出ください。  <b>●住民税課税証明書または市民税県民税特別徴収税額通知書の写し</b> 4月～8月入所：前年度／9月～翌3月入所：現年度の証明が必要となります。 例) 令和6年4月入所：令和5年度住民税課税証明書 課税証明書は原則、原本をご提出ください。  <b>●転居予定証明書類（転入予定の方のみ）</b> 「引き渡し日・転入先住所・契約者名」の記載がある売買契約書、賃貸契約書等のコピーをご提出ください。証明書類の提出がない場合、申請を受け付けられなかったり、利用調整上不利になったりする可能性がありますのでご注意ください。
結果通知	<b>お住まいの自治体を通して書面で通知</b> ただし、保育所等に内定した場合は、入園準備の関係で、横浜市から直接手紙や電話でご連絡をする場合もありますので、ご対応をお願いします。

### \*重要\*

転入予定で申請をした場合、利用開始日の前月末までに横浜市に転入する必要があります。  
また、転入後に転入先の区役所こども家庭支援課保育担当の窓口で、改めて認定利用申請の手続きをお願いします。横浜市への転入及び必要な手続きが確認できない場合、内定取消または申請が無効になる可能性がありますので、必ずお手続きをお願いします。